2　職業能力開発総合大学校の長が定める科目の総訓練時間は、百四十時間以上とする。

3　通信制訓練以外の職業訓練指導員等を対象とする訓練を行う場合の訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、（一）の表の訓練時間の欄、（二）の表の訓練時間の欄及び（三）の表の訓練時間の欄に定めるとおりとし、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者を対象とする訓練を行う場合の教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、（一）の表の訓練時間の欄及び（二）の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

4　通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、次の各表の訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の二十パーセントに相当する時間とする。

五　設備

1　訓練の教科ごとに必要な設備は、次の各表の設備の欄に定めるとおりとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

（一）共通学科

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
共通学科	一〇八	建物その他の工作物	大教室
先端技術概論			教室
安全衛生管理		機械	視聴覚教室
		その他	視聴覚機器
			教材類

（二）能力開発学科及び能力開発実技

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科	四三二	建物その他の工作物	大教室
職業訓練原理			教室
教科指導法		機械	視聴覚教室
教育心理学		その他	視聴覚機器
教育訓練マネジメント			教材類
キャリア形成支援			
能力開発実技	一、二六〇		
教科指導実践実習			
教育訓練マネジメント実践実習			
キャリア形成支援実践実習			
職業訓練原理実践実習			

（三）専門学科及び専門実技

訓練科	教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
			種別	名称
機械指導科	専門学科	合計一、八〇〇	建物その他の工作物	教室
	機械制御	三九六		演習室
	機械設計・加工			実習場
	エネルギー工学			製図室
	経営企画			実験室
	専門実技	一、四〇四		更衣室
	機械設計・加工実習		機械	倉庫
	機械制御実習			精密加工用機器類
	自動制御工学実習			生産加工用機器類
	機械技能応用実習			設計・生産システム用機器類
	安全衛生作業法			変形加工用機器類
				接合用機器類
				機械工作用機器類
				計測用機器類
				制御用機器類
				情報処理用機器類
				設計・製図用機器類
				機械工学実験用機器類
				熱処理用機器類
				精密工学実験用機器類
				作業用工具類
				工作用工具類
				製図用具類
				教材類
電気指導科	専門学科	合計一、八〇〇	建物その他の工作物	教室
	電気設備	四六八		演習室
	自動制御			実習場
	機械工学			製図室
	経営企画			実験室
				更衣室